

平成29年度（2017年度）
山梨学院短期大学免許状更新講習
（選択領域）
募集要項

必ず熟読ください

毎年、受講申込に際して不備等が多数ございます。

必ず要項を熟読くださいますようお願いいたします。

【お知らせ】

- ・8月22日(火)実施 【選択】保育研究(言葉)(保育者・教育者としての資質・能力の向上)
- ・8月23日(水)実施 【選択】発達心理学特論（児童期及び青年期の発達）
募集を締め切りました。(5月12日 14:00)
- ・8月21日(月)実施 【選択】保育研究(言葉)(幼児期の言葉の育ちのために)
募集を締め切りました。(5月11日 17:00)

山梨学院短期大学

平成29年度（2017年度） 山梨学院短期大学免許状更新講習（選択領域）募集要項

1 はじめに

教育免許更新制は、教員免許状に一定の有効期間を付し、教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることを目的として、平成21年4月から導入されています。

免許状更新講習は2年間で30時間以上の講習を受講・修了し、免許管理者に対して申請を行うことで、教員免許状を更新することができます。

(表1【免許状更新講習の講習時間の内訳】参照)

表1【免許状更新講習の講習時間の内訳】

領域	講習時間内訳	講習時間合計
必修領域	6時間	合計30時間以上
選択必修領域	6時間	
選択領域	18時間	

本学では、文部科学省より認定を受け、教員免許状の更新に必要な免許状更新講習のうち『選択領域』を開設します。

2 受講対象者について

免許状更新講習の受講対象者は、普通免許状または特別免許状を有し、下記【受講対象者】に該当する方のうち、

○新免許状所持者（平成21年4月1日以降に初めて免許状を取得した者）で免許状に記載されている「有効期間の満了の日」の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの期間に該当する方

○旧免許状所持者（平成21年3月31日までに免許状を取得した者）のうち下表の期間に修了確認期限を迎える方となります。

修了確認期限	生年月日	更新講習受講期間及び更新講習修了確認申請期間
平成30年3月31日	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成28年2月1日 ～平成30年1月31日
平成31年3月31日	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成29年2月1日 ～平成31年1月31日

【受講対象者】

- (1) 現職教員（校長、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く）※保育教諭も含む。
- (2) 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
- (3) 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- (4) (3) に準ずる者として免許管理者が定める者
- (5) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員
- (6) 教員採用内定者
- (7) 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登載されている者
- (8) 過去に教員として勤務した経験のある者
- (9) 認定こども園で勤務する「保育士」
- (10) 認可保育所で勤務する「保育士」
- (11) 幼稚園併設型認可外保育施設の「保育士」

※**旧免許状所持者**(平成21年3月31日までに免許状を取得した者)の受講対象者のうち、以下の**(1)・(3)・(4)に該当する方は、受講義務者**(更新講習の受講しなければならない者)となります。

(修了確認期限までに講習を受講・修了しなかった場合は教員免許状が失効します。)

※**旧免許状所持者**(平成21年3月31日までに免許状を取得した者)の受講対象者のうち、以下の**(2)・(5)～(11)に該当する方は受講の義務はありませんが、各自の判断で受講することができる方**となります。

(修了確認期限までに講習を受講・修了しなくても教員免許状は失効しません(休眠状態))

【参考】

〔表2〕更新講習受講対象者の区分と更新講習の受講義務の有無及び免許状の有効期間の更新手続きを行わなかった場合の状態

区分	受講義務の有無	職種等	【参考】 更新手続きを行わなかった場合の状態	
			旧免許状所持者 平成21年3月31日以前に 授与された教員免許状所持者	新免許状所持者 平成21年4月1日以降に 初めて授与された教員免許 状所持者
学校で勤務する者	更新講習受講義務者 (更新講習を受講しなければなら ない者)	校長・副校長、教頭、園長・副園長	修了確認期限の経過により 失効 ※更新講習を受講・修了した後、 再度教員免許状の授与申請を することにより教員免許状を新た に取得することが可能。	有効期間の満了により失効 ※更新講習を受講・修了した後、 再度教員免許状の授与申請 をすることにより教員免許状を 新たに取得することが可能。
		教員（教諭、保育教諭、養護教諭、 栄養教諭、助教諭、講師等）		
		免許管理者が定める者（教育委員会 の教育長、指導主事等）		
更新講習受講可能者 (義務はないが希望すれば更新 講習を受講できる者)	実習助手、寄宿舍指導員、学校栄養 職員、養護職員	修了確認期限を経過しても 失効しない（休眠状態） ※その後教員として任命又は雇用 されるためには、教員免許状を有 効な状態に戻すことが必要。		
更新講習を受講できない 者	事務職員 学校司書 補助職員 等			
学校に準ずる教育を行っている機関で勤務する者	更新講習受講可能者 (義務はないが希望すれば更新 講習を受講できる者)	文部科学大臣が指定した専修学校の 高等課程の教員	修了確認期限を経過しても 失効しない（休眠状態） ※その後教員として任命又は雇用 されるためには、教員免許状を有 効な状態に戻すことが必要。	
		教員採用内定者		
		過去に教員として勤務した経験のある者		
		教育委員会や学校法人などが作成した 臨時任用（または非常勤）教員リスト に記載されている者		
		保育士（認定こども園、認可保育所、 幼稚園併設型認可外保育施設） ※保育教諭は教員であるため受講義務者となります。		

教員免許更新制の解説及び修了確認期限については、文部科学省ホームページでご確認ください。	
〈解説〉教員免許更新制のしくみ	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422.htm
修了確認期限	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm

3 開設する講習について

本学が開設する免許状更新講習は『選択領域』となります。必修領域、選択必修領域の開設はありません。

〔必修領域、選択必修領域については、併設の山梨学院大学で開設いたします。受講申込は別途必要です。〕

(1) 開設講習・講習日程

講習番号	講習の名称 (認定番号)	担当講師	講習時間数	講習日程	対象職種	主な受講対象者 ※
No. 1	【選択】教育相談Ⅰ(より細やかに問題をとらえるために) (認定番号) 平 29-35166-503711 号	野中 弘敏	6 時間	8月3日(木)	教諭	幼稚園 向け 小学校
No. 2	【選択】教育相談Ⅰ(より細やかに問題とかかわるために) (認定番号) 平 29-35166-503712 号	野中 弘敏	6 時間	8月4日(金)	教諭	幼稚園 向け 小学校
締切	【選択】保育研究(言葉)(幼児期の言葉の育ちのために) (認定番号) 平 29-35166-503713 号	佐藤 喜美子	6 時間	8月21日(月)	教諭	幼稚園 向け
締切	【選択】保育研究(言葉)(保育者・教育者としての資質・能力の向上) (認定番号) 平 29-35166-503714 号	佐藤 喜美子	6 時間	8月22日(火)	教諭	幼稚園 向け
締切	【選択】発達心理学特論Ⅱ(児童期及び青年期の発達) (認定番号) 平 29-35166-503715 号	中野 隆司	6 時間	8月23日(水)	教諭	幼稚園 向け 小学校
No. 6	【選択】発達心理学特論Ⅱ(成人期～老年期の発達) (認定番号) 平 29-35166-503716 号	中野 隆司	6 時間	8月24日(木)	教諭	幼稚園 向け 小学校

※主な受講対象者は、講習内容に照らし、対象となる学校種や教科種等をできる限りわかりやすく示すためのものです。受講者を制限するものではありませんので、対象職種(教諭、養護教諭、栄養教諭の別)が該当すれば、学校種や教科種等が異なっても受講は可能です。ただし、受講予約される際は、自身の職務の状況にとって意義ある講習内容であるかをご検討ください。

(2) 交通案内：【電車利用の場合】

J R 中央本線「酒折駅」下車徒歩 3 分

J R 身延線「善光寺駅」下車徒歩 1 2 分

【路線バス利用の場合】

山梨交通バスまたは富士急行バスを利用し、「山梨学院大学」下車

【自動車利用の場合】

(東京方面から) 国道 20 号線 (甲府バイパス) を甲府方面に向かい、「向町二」信号を右折

(名古屋方面から) 国道 20 号線 (甲府バイパス) を大月方面に向かい、「向町二」信号を左折

※ 駐車場はキャンパスに隣接の学生用駐車場をご利用いただく予定です。

※ 8月3日(木)及び8月4日(金)は、山梨学院大学の前期定期試験期間中のため、駐車場が大変混雑します。
できるだけ公共交通機関をご利用ください。

(3) 講習定員：	No.1 【選択】教育相談Ⅰ(より細やかに問題をとらえるために)	50人
	No.2 【選択】教育相談Ⅰ(より細やかに問題とかかわるために)	50人
	締切 No.3 【選択】保育研究(言葉)(幼児期の言葉の育ちのために)	50人
	締切 No.4 【選択】保育研究(言葉)(保育者・教育者としての資質・能力の向上)	50人
	締切 No.5 【選択】発達心理学特論Ⅱ(児童期及び青年期の発達)	50人
	No.6 【選択】発達心理学特論Ⅱ(成人期～老年期の発達)	50人

※定員超過の場合には、受講予約受付期間終了前に受付を終了する場合があります。

※多くの方に受講の機会を提供するため、受講予約は3つまでとさせていただきます。

(4) 受講料：6,000円(1講習あたり)

「受講料6,000円×受講する講習数」を本学が指定する口座に振り込んでください。

なお、振込金額や振込先等は、正式な受講申込手続き(受講予約期間終了後)の際にご案内いたします。

4 受講予約について

本学が開設する免許状更新講習の受講予約は、受講予約票(本要項の後付)の郵送、あるいはFAX、メールとなります。電話による受講の予約申込はお受けいたしません。

(1) 受講予約受付期間：平成29年5月10日(水)～5月31日(水)【必着締切】

※受講予約受付期間以前の申込みは、お断りいたします。

※定員超過の場合には、受講予約受付期間終了前に受付を終了する場合があります。

《 次頁「(2) 受講予約から受講決定までの流れ」をご確認ください 》

(2) 受講予約から受講決定までの流れ

受講希望者 → 本学

- ◆免許状更新講習実施要項の入手
- ◆日程、会場、開設講習などの確認
- ◆受講予約票の作成・提出（郵送・FAX・メールのみ） *電話での受講予約はお受けいたしません
- ◆受講予約受付期間 **5月10日（水）～5月31日（水）必着締切**
 - ※受講予約受付期間以前の申込みは、お断りいたします
 - ※定員超過の場合には、受講予約受付期間終了前に受付を終了する場合があります

本学 → 受講希望者

- ◆受講予約の完了（先着順）
 - ※受講予約完了者には後日受講予約完了のお知らせをします（メールおよびハガキ）（電話による受講予約完了の連絡はいたしません）
- ◆受講申込書類・事前アンケート等の送付 ⇒ **6月末までに発送予定**

受講希望者 → 本学

- ◆受講申込書に記載の日程、講習名、受講料の確認、その他必要事項の記入
- ◆受講申込書に記載の受講対象者の証明の方法に従い受講対象者であることの証明を受ける
- ◆受講料の振込
- ◆受講申込書・受講料の納付を証する書類（ATMサービス利用明細票など<写し可>・事前アンケートの提出）
⇒ **7月中旬必着締切予定**

本学 → 受講希望者

- ◆受講の正式決定
- ◆受講者証の発行・発送 ⇒ **7月下旬発送予定**

受講者

- ◆更新講習の受講（講習後に認定試験を実施）

本学 → 受講者

- ◆免許状更新講習受講者への履修証明書の発行・発送（認定試験合格者） ⇒ **9月中旬発送予定**

受講者（30時間以上の免許状更新講習受講修了者）

⇒ 勤務する学校の所在する都道府県教育委員会

- ◆更新講習修了確認・有効期間の更新の申請（申請手続きは都道府県教育委員会）

5 受講予約方法について

受講予約の受付方法は、下記（１）（２）（３）のいずれかとなります。電話による受講予約の受付はいたしません。

受講予約受付期間以前の申し込みについては、全てお断りいたします。

受講予約に際し、記載事項に不備等がある場合は、受講予約をお受けできない場合があります。

（１）郵送による受講予約

本要項の後付の「山梨学院短期大学免許状更新講習 受講予約票」に必要事項を記入の上、本学宛に郵送してください。

【郵送先】
〒400-8575 甲府市酒折 2 - 4 - 5 山梨学院短期大学 免許状更新講習（選択領域）担当 宛

※表面に「免許状更新講習(選択領域)受講予約票在中」と朱書きしてください。

（２）FAXによる受講予約

本要項の後付の「山梨学院短期大学免許状更新講習 受講予約票」に必要事項を記入の上、本学宛にFAX [055-224-1396] 送信してください。

※FAXの場合、文字が読み取りづらい場合がありますので、受講予約票への必要事項の記入は大きく、目づ、濃い文字でお願いいたします。

（３）メールによる受講予約

メール本文に【メール本文に記載する事項】の①から⑩までを全て記載の上 ygjc-menkyo@ygu.ac.jp に送信してください。なお、メール件名は「免許状更新講習受講予約」としてください。

【メール本文に記載する事項】	
① 氏 名	⑥ 電 話 番 号
② ふ り が な	⑦ 携 帯 電 話 番 号
③ 生 年 月 日	⑧ 所有する教員免許状の種類 (例：〇〇教諭〇〇種免許状 <お持ちの免許状すべてを記載してください>)
④ 郵便番号・住所（自宅または勤務先） (園・学校名まで正確にご記入ください。)	⑨ 【平成 21 年 3 月 31 日までに免許状を取得した者の場合】 修了確認期限年月日（和暦で記載） ※修了確認期限は下記(表 2)を参照してください ----- 【平成 21 年 4 月 1 日以降に初めて免許状を取得した者の場合】 有効期間の満了年月日（和暦で記載） ※有効期間の満了年月日はお持ちの教員免許状に記載されています
⑤ メールアドレス (パソコン・携帯・スマートフォンいずれも可)	⑩ 受講希望講習番号もしくは受講希望講習名

※メールによる受講予約の場合、受講予約票の入手、郵送は必要ありません。

【参考】

〔表3〕旧免許状所持者の修了確認期限の確認表

	受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習受講期間 及び 更新講習修了確認申請期間	次回の修了確認期限
1	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～ 平成23年1月31日	平成33年3月31日
2	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～ 平成24年1月31日	平成34年3月31日
3	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～ 平成25年1月31日	平成35年3月31日
4	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～ 平成26年1月31日	平成36年3月31日
5	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～ 平成27年1月31日	平成37年3月31日
6	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～ 平成28年1月31日	平成38年3月31日
7	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～ 平成29年1月31日	平成39年3月31日
8	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～ 平成30年1月31日	平成40年3月31日
9	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～ 平成31年1月31日	平成41年3月31日
10	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～ 平成32年1月31日	平成42年3月31日

6 受講料の返還について

受講者の都合による受講辞退は、免許状更新講習当日の申し出を除き、受講料（本学が要する振込手数料を除いた額）を返還します。受講辞退の申し出は、メール、FAX、電話で受付いたします。（土日祝日及び8月8日～8月16日は電話での受講辞退の申し出は受付できません。）

受講する免許状更新講習の前日の17時までを受講辞退の申し出期限といたします。

受講辞退の申し出後、本学より受講料返還手続き書類をお送りいたしますので、必要事項を記入の上、返送してください。（受講料返還には手続きの都合上、時間を頂戴いたします。）

なお、一旦受講を辞退された場合の再度の受講申込手続きは致しかねますのでご注意ください。

※受講者の都合による受講辞退以外の受講料返還例

本学の都合による講習の中止（講師の急病等）、自然災害等による講習の中止など

7 問い合わせ・受講申込・その他連絡先

〒400-8575 甲府市酒折2-4-5

山梨学院短期大学事務局 免許状更新講習担当

Eメール：ygjc-menkyo@ygu.ac.jp

TEL：055-224-1400（山梨学院短期大学事務局代表）

FAX：055-224-1396

平成 29 年度 (2017 年度)
山梨学院短期大学免許状更新講習 (選択領域) 受講予約票

ふりがな			生年月日	昭和	年	月	日
氏名							
連絡先 <small>(注) 受講者との連絡・資料等の送付に使用しますので、確実に連絡の取れる連絡先を全ての項目についてご記入ください</small>	自宅	〒	* 勤務先をご記入の場合、園・学校名等まで正確にご記入ください。送付物が差し戻されてしまう場合があります。				
	勤務先						
	(E-mail)	@	*1 受講予約完了等の連絡をメールで行います。必ずご記入ください。(パソコン、携帯、スマートフォンいずれも可) なお、 電話での受講予約完了連絡等はいたしません。				
	(TEL)		*2 迷惑メール設定等をされている場合は、本学からの「@yotos.ygu.ac.jp」からのメールを受信できるよう設定をお願いいたします。				
所有する教員免許状の種類 <small>* 正確にご記入ください</small>			教諭	種	免許状		
			教諭	種	免許状		
			教諭	種	免許状		
修了確認期限・有効期間の満了年月日 <small>正確にご記入ください。記入がない場合は予約は受けできません。</small>			平成	年	月	日	
受講希望講習	受講希望	講習番号	講習の名称 <small>(認定番号)</small>	担当講師	時間数	講習期間	
		No.1	【選択】教育相談Ⅰ(より細やかに問題をとらえるために) <small>(認定番号) 平 29-35166-503711 号</small>	野中 弘敏	6 時間	8 月 3 日(木)	
		No.2	【選択】教育相談Ⅰ(より細やかに問題とかかわるために) <small>(認定番号) 平 29-35166-503712 号</small>	野中 弘敏	6 時間	8 月 4 日(金)	
	締切	No.3	【選択】保育研究(言葉)(幼児期の言葉の育ちのために) <small>(認定番号) 平 29-35166-503713 号</small>	佐藤 喜美子	6 時間	8 月 21 日(月)	
	締切	No.4	【選択】保育研究(言葉)(保育者・教育者としての資質・能力の向上) <small>(認定番号) 平 29-35166-503714 号</small>	佐藤 喜美子	6 時間	8 月 22 日(火)	
	締切	No.5	【選択】発達心理学特論Ⅱ(児童期及び青年期の発達) <small>(認定番号) 平 29-35166-503715 号</small>	中野 隆司	6 時間	8 月 23 日(水)	
		No.6	【選択】発達心理学特論Ⅱ(成人期～老年期の発達) <small>(認定番号) 平 29-35166-503716 号</small>	中野 隆司	6 時間	8 月 24 日(木)	

*1 教員免許更新制の解説及び修了確認期限については文部科学省ホームページでご確認ください。

〈解説〉教員免許更新制のしくみ	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422.htm
修了確認期限	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm

- *2 免許管理者へ修了確認申請を行うためには、免許状更新講習を 30 時間以上 (必修領域:6 時間以上、選択必修領域:6 時間以上、選択領域:18 時間以上) の受講・修了が必要です。
- *3 受講を希望する講習の受講希望欄に○を付してください。なお、多くの方に受講の機会を提供するため、受講予約は3つまでとさせていただきます。
- *4 各講習とも午前9時00分より講習を開始します。
- *5 定員を超過した場合は、受講予約をお受けできない場合があります。